

令和4年第1回上里町議会定例会会議録第2号

令和4年3月7日（月曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山下 博一君	副町長 江原 洋一君
教育長 埴岡 正人君	総務課長 山田 隆君
総合政策課長 豊田 貴志君	くらし安全課長 間々田 亮君
子育て共生課長 飯塚 郁代君	健康保険課長 及川 慶一君
まち整備課長 相馬 伸太郎君	産業振興課長 山下 容二君
上下水道課長 根岸 利夫君	学校教育課長 望月 誠君
学校教育指導室長 福島 実君	生涯学習課長 金井 憲寿君

事務局職員出席者

事務局 長 宮下 忠仁 係 長 飯塚 剛

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（猪岡 壽君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

◎日程第6 一般質問について

○議長（猪岡 壽君） 一般質問を続行いたします。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 皆さん、おはようございます。

議席番号7番、齊藤崇でございます。

通告に従い、一般質問を行います。答弁のほど、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、大項目で1、令和4年4月に改正民法が施行されることについて、2番目として、新型コロナウイルス感染症第6波の感染拡大について、3、コロナ禍における町独自の支援策はということでお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問、令和4年4月、今年の4月ですね、改正民法が施行されるということについてお伺いいたします。

1つ目として、成人年齢が18歳に引き下げられることについて。

今年の4月から成人年齢が18歳に引き下がります。明治時代初期に20歳、二十歳と定められて以来の大改革ということです。海外でも18歳成人が主流というふうになっているそうです。この改正民法が施行された場合、全国では約200万人以上が成人となります。では、我が町、上里町においてはどれくらいの若者が対象になるのでしょうか。これが1点目の質問でございます。

社会生活のあらゆる場面で、自分の意思により選択、決定ができるようになります。反面、大人としての責任が生じます。このことについては、当事者だけでなく社会全体で意識高揚を考えなくてはというふうに思います。例えばスマホを買う、クレジットカードをつくるといった契約で親の同意が不要になります。さらに、進学、就職などの進路決定、結婚も同様であります。しかし、飲酒や喫煙、それから公営ギャンブルについては従来どおり20歳になるまで許されないという、このジレンマはあります。また、じゃ、税制面はどうなんですか。

一方で、行動には責任が伴います。親の同意がない契約は取り消せるという民法の規定は適用されなくなります。消費者金融やカードローンで重い債務を負ったり、悪徳商法の被害に遭

ったりする危険もあります。

裁判員として人を裁く場に関わることも求められます。また、事件を起こした場合、起訴されると実名で報道される可能性もあります。

成人年齢引下げの背景には、少子高齢化が進み、若者たちに早く社会的な役割を果たしてもらわなければならないというふうな思いがあるんじゃないかなというふうな思いだと思います。

2番目として、成人年齢が18歳に引き下げられることについて、町の教育面ではどのようにサポートするのか、教育長に伺います。

今年の4月1日からこの制度が施行されても、対象者は戸惑うばかりじゃないでしょうか。6年前の選挙制度についても同様のことが言えると思います。多くの若者が高校3年生の間に成人になるということです。法務省や消費者庁などは、教材やパンフレットを作り、学校での活用を促してきてはいるが、まだ十分とは言えません。自覚を高めるために、学びの機会を一層充実させる必要があるというふうに思います。教育の場において、しっかりと事前に準備をし、例えば小学校の高学年から徐々に授業に取り入れるべきと考えますが、教育長はどのように考えているか伺います。

選挙権拡大に伴って始まった主権者教育は、おざなりになっているとの指摘があります。実際、国政・地方選挙においても、18歳、19歳の投票率は低いデータが残っております。労働、納税、社会保障など成人の権利と義務に関する教育は、大いに大切だというふうに思います。他人を尊重しながら社会に参加する心構えを学校や家庭で養っていく必要があると思いますが、教育長はどういうふうに考えているか、お伺いいたします。

ちなみに、成人年齢が18歳という国は、世界で、よく調べてはいないんですが、約35か国あるそうです。19歳は韓国、それから20歳、二十歳ですね、これは日本、それからニュージーランドなどというふうになっています。

2、新型コロナウイルス感染症第6波の感染拡大。

①更なる感染拡大防止について。

今年に入り、再び新型コロナウイルス感染症の変異株、いわゆるオミクロン株が猛威を振っています。特異的なことは、感染力が強く、重症化しない、また若年層の感染が目立っているということです。

ちょっと古いですが、1月25日の報道では、全国で327か所の保育園で休園を余儀なくされています。埼玉県内でも例外でなく、また児童・生徒の感染者数482人の発表もありました。休校までには至っていないが、学級閉鎖は90学級に上ります。ここで、懸念されるのが集団感染、児童・生徒の心的な不安、授業の遅れではないでしょうか。終息はおろか、この先どこまで感染拡大するのか、低年齢者に対するワクチン接種も方向性も定まっていません。このよう

な状況下で、児童・生徒の学校生活、いわゆる授業等はどうなるのか。昨年の緊急事態宣言中はオンライン授業を並行していた学校もありました。我が町では、これから先、どのような学校教育を進めていくのか、ICTを活用したりリモート授業、オンライン授業を積極的に駆使していくのか、教育長にお伺いいたします。

保育園等の休園、また小・中学校の学級閉鎖、休校となると保護者の負担が懸念されます。社会生活にも大きな影響を及ぼしかねません。要するに、子どもたちが保育園、学校にいるべきなのに、家庭で保護者たちがサポートするわけです。町はこのことに対して、どのように対応するのか、町長に伺います。

保育園の意義というのは、保護者の就労支援が第一です。

3番、コロナ禍における町独自の支援策は。

町独自の支援策（第3弾）が、昨年の7月の臨時議会で可決されました。大きく3つの支援事業です。1つが家計応援事業、2つ目が公共施設感染防止事業、3番目が新型コロナウイルスワクチン接種促進事業で、約1億5,179万円であり、これは本当に大きく評価したいなというふうに思うところであります。

国では、今年に入り、子育て世帯、住民税非課税世帯に対して支援策を打ち出しました。18歳以下の児童・生徒1人につき10万円を支給、また住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を支給することが決まりました。

①町内農業担い手応援給付金について伺います。

町内に住所を有する、または町内で営農活動を営む農業者（花卉、畜産、認定農業者、認定新規就農者）に対し一律5万円を給付、これは令和3年1月15日までと縛りがありました。しかし、これには手続で大変煩雑だという声が聞こえました。

そこで、一昨年、昨年と米価、要するに米の値段が下落しています。これに合わせて、今年は野菜類も安値が続いているということを耳にしております。これは新型コロナウイルス感染症が大きく影響していると考えられます。

そこで、令和4年度において、町はどのような農業従事者に対する支援を講じるのか。例えば、これは本当の直感で考えたんですが、上里土地改良、それから上里西部土地改良は、圃場整備がもう完了しています。各圃場に給水栓が整備されていますね。そこで、水費の減免などを考えてはどうかというふうに個人的に思うわけです。これをしてくれというわけじゃなくて、例えばの例として今申し上げたわけです。県内のある自治体では、稲作農家に対して、これは稲作農家に特化した支援というもの、ちょっといかがなものかと思うんですけれども、この稲作農家に対して種代を支援するという記事を新聞で読みました。

いずれにしても、何らかの農業従事者に対する支援というのは、来年度、4年度において急

務と考えるんですが、これについて町長の考えを聞かせていただければというふうに思います。

2番目、町内の中小商工業者に対する支援策について。

新型コロナウイルス感染症は、日本国内で確認されてから3年目を迎えました。第1波から数えて、今は第6波です。ウイルスも変異してオミクロン株に置き換えられました。またこの先、最近の情報ではまた新たな変異株が出てきているという情報もあります。

こうした中、農業従事者と同じく、町内の中小商工業者も疲弊しているんじゃないかなというふうに思うんですが、例えが正しいか分かりませんが、町独自支援策第3弾で、ここで言うのはちょっとおかしいかなと思われるところもあるんですが、第3弾でワクチン接種協力金が、協力いただいた医療機関へ総額で約3,250万円が支給されています。これは、通常医療の合間に行う医療なので、私としても理解ができるわけです。休む間もなくワクチン接種に協力した医療機関へは協力金が支給されて当然だというふうに思います。

そこで、先ほども言ったように、疲弊している中小商工業者に対しても、特に商のほうは、商業者、要するに飲食業については、かなりの支援、ちょっと言葉が悪いかもしれないんですが、コロナバブルとかいうふうな言葉が飛び交っているのを耳にします。ですが、工業者に対しては、やっぱり支援が薄いんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、疲弊している特に工業者に対して、町独自の支援策を4年度に盛り込んでほしいと思いますが、町長の答弁をお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆様、おはようございます。

齊藤崇議員の御質問の1、令和4年4月に改正民法が施行されることについての①成人年齢が18歳に引き下げられることについてお答えを申し上げます。

平成30年6月、民法の一部を改正する法律の成立により、令和4年4月1日より成人年齢が18歳に引き下げられます。

御質問のありました、令和4年4月1日現在の新たに上里町内において成人となる予定の人数ですが、住民登録より算出したところ、1,009人でございます。内訳は、18歳が332人、19歳331人、20歳346人であり、今回の改正民法施行による新たな成人者数は、20歳到達者346人以外の18歳と19歳の合計663人です。

続きまして、税制面に関する御質問ですが、住民税非課税対象者の条件の一つに、前年の合計所得金額が135万円以下の未成年者がいます。この未成年者の年齢が20歳未満から18歳未

満になる点でございます。

議員御指摘のとおり、未成年者の契約行為は保護者の同意が必要であります。成人年齢に達すれば、親の同意を得ずに自分の意思で選択、決定できるようになり、社会経験や契約知識の不十分な若者については、消費者トラブルが増加することが予想されます。そこで、消費者教育や周知・啓発活動を継続的に実施することが不可欠であります。

現在、小・中学校において、社会と公民の教科書に成人年齢引下げに伴う消費生活のトラブル事例の紹介や対処方法などが掲載されており、児童・生徒が学習し、同時にパンフレット等を作成し、理解を深めてもらえるよう啓発しております。

今後、小・中学校の授業においては、消費者行政からの出前講座を取り入れ、また社会教育においても、各種講座に講師派遣事業を活用することや、啓発パンフレット作成と配布など、さらなる周知と啓発活動を検討してまいります。

②の質問については、教育長に答弁いたさせます。

次に、2、新型コロナウイルス感染症第6波の感染拡大について、①更なる感染拡大防止策についての御質問にお答え申し上げます。

国内での新型コロナウイルス感染者数は、オミクロン株が広がった今年1月から現在までに多数の陽性者が確認されている状況です。重症化しにくいとされてきたオミクロン株ですが、感染規模があまりにも大きいため、重症者数や死亡者数も多くなっております。

また、オミクロン株では、これまで少なかった子どもの感染拡大も続いています。このような中、保育所などでは感染拡大を防止するため、国、埼玉県から発表された通知、方針に基づき、対応方針を定めております。オミクロン株の特徴を踏まえ、無理のない範囲でのマスクの着用、検温、手洗い、うがい、消毒の徹底、ワクチン接種の推進、事業実施方法の見直し、分散保育など感染対策の強化を保育所などに依頼しております。

なお、オミクロン株の感染拡大状況下においても、保育所等では、社会機能の維持のために学校などが短縮授業、学級閉鎖、休校になっても、原則開所をお願いし、保護者の支援を継続しております。

また、保育所関係者に感染者が出た場合も、全体の影響が最小限になるよう、疫学調査を踏まえ、対象クラスの協力保育、閉鎖を念頭に、感染拡大の防止策を本庄保健所、保育所と協議し、保護者の就労に極力影響が出ないよう努めております。

保育所などの感染対策強化につきましては、保育所などに要望を聞き、空気清浄機、非接触型体温計、パーティション、感染対策備品などの物品購入の助成、マスク・消毒液の配布、保護者との接触機会を減らすため、ICT計画の推進にも取り組んでおります。引き続き、保育所、御家庭での感染対策を徹底していただき、新しい生活様式を踏まえ、町として実施できる

コロナ対策を推進してまいります。

続きまして、町の取組について答弁いたします。

議員も御承知のとおり、新型コロナワクチンの2回目までの接種は一定程度進んだわけですが、新型コロナウイルスの感染力は大変強くなっております。こうした中、いまだ新型コロナウイルス感染症に対応した特効薬がなく、ワクチン接種をしてもブレイクスルー感染してしまう現状におきまして、感染の完全抑止は極めて難しいものと認識しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大初期から申し上げておりますが、感染抑止のため、町としてすべきことは、感染予防に係る周知徹底を考え、住民の皆様にご報告かみや防災行政無線、ホームページなどにより、感染予防に係る基本的な感染対策の呼びかけを行ってまいりました。この感染対策で最も重要なことは、住民の皆様が基本的な感染対策を心がけていただき、感染リスクの高い場所に行かないことと考えております。社会経済活動は止めることはできませんが、皆様の意識を変えることで、感染症を食い止めることができるものと考えております。

今後も、住民の皆様には、様々な面で御苦労いただくことはあると思いますが、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つため、町としましても、それぞれの局面において何ができるのかを研究していくとともに、感染予防対策を訴え続けていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

学校教育の観点からは、教育長から答弁いたさせます。

次に、3、コロナ禍における町独自の支援策はの①町内農業担い手応援給付金は終了したが、その後の支援策はについてお答え申し上げます。

農家に対する町独自の支援策といたしまして、感染症拡大の影響を受けた認定農業者等に対し、5万円を給付する町内農業担い手応援給付金事業を令和2年度より実施しております。令和3年度においても、第2弾の給付金事業といたしまして、同様の事業を実施しているところでございます。

令和3年度の給付金事業に関しましては、当初申請期限を令和4年1月31日として実施してまいりましたが、令和3年産の米の価格が大きく減額となったことや、米価下落の影響を受ける販売農家が多いことが見込まれたため、JAをはじめとした農業関連団体等の助言もいただきながら、支援策の検討を行いました。その結果、申請者の枠組みの拡大や申請期間の延長など、給付金事業の拡充を行い、米農家の支援を行うことといたしました。現在、1月31日であった申請期限を3月15日に延長し、継続的に実施しております。また、申請件数の増加に対応するため、本定例会におきまして、予算の増額補正について御審議をいただく予定でございますので、よろしくようお願い申し上げます。手続きが煩雑という御指摘がございますので、丁寧な説

明に努めるよう担当課に対し、指示いたしております。

令和4年度においても、支援策の検討をという議員の御指摘でございますが、町の基幹産業として、農業の継続的な成長は私の重要な施策の一つでございますので、今後も地域の農業団体との情報交換を重ね、適時適切な支援を行ってまいりたいと思います。

続いて、②町内の中小商工業者に対する支援策についてでございます。

商工業者に対する町独自の支援策でございますが、令和2年度より様々な事業を実施しております。

令和2年5月、緊急的に実施した町内商工業者応援給付金事業は、国の財源が見込めない中、町の単独費での検討、実施ございましたが、議会のお力添えもあり、早急に実施することができました。一部の事業者様からは、迅速な対応に感謝している。町からの応援は力になったなどの声も寄せられたと報告を受けております。この場を借りて、議員の皆様にも感謝申し上げます。令和3年度においても、第2弾といたしまして、同様の事業を実施したところでございます。

その他の事業といたしましては、プレミアム付商品券や、電子決済ポイントなどによる消費活性化事業や、町内事業者の資金繰りを支援する利子及び信用保証料補助事業など、総額で2億円を超える地域経済対策を継続的に実施してまいりました。

なお、町内事業者の資金繰りを支援する利子及び信用保証料補助事業に関しましては、令和5年度までの継続事業となっております。

このように、事業者向けの対策は、町独自の支援策の中で、大きな柱になるものと考えております。

また、建設業や製造業など、町内の事業者の状況といたしましては、全体的には比較的落ち着きがあるものと思われませんが、様々な業態があり、状況はそれぞれ異なるものと考えております。必要な方に効果的な支援を届けることができるよう、令和4年度においても、上里町商工会と連携を強化し、支援策の検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） おはようございます。

齊藤崇議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、令和4年4月に改正民法が施行されることについての②成人年齢が18歳に引き下げられることについて教育面ではどのようにサポートしているのか、またするのかについてで

ございます。

小・中学校では、学習指導要領に沿って教育を行っており、選挙制度については、小学校6年生の社会科において、選挙権が18歳に引き下げられたことに触れながら学習しております。また、中学3年生になると、より詳しく政治の仕組みについて学習し、政党の役割について学習していく中で、選挙管理委員会から投票箱をお借りして模擬投票等を体験するなど、主権者教育を行っております。小・中学生が18歳になったときに、自分で考えて投票行動ができるような教育を実践していければと考えております。

消費者教育については、中学校3年生の公民の授業において、消費者庁作成のリーフレット等も活用しながら、18歳になったら保護者の同意なしにクレジットカードをつくることができたり、携帯電話・スマートフォンの契約ができたりすることを学習しております。

いずれにしましても、町内の小・中学校において、18歳に成人年齢が引き下げられることに対して、文科省が示しております学習指導要領で示されているように、社会科の目標である「自他の人格を互いに尊重し合い、社会的義務や責任を果たそうとする公民的資質」の育成を図ってまいります。町内の小・中学生が18歳になり、成人になった際に困らないよう、小学校段階、中学校段階でどのように扱い指導していくのか、文部科学省が定める指導要領にのっとり、しっかりと指導してまいりたいと考えております。

次に、2、新型コロナウイルス感染症第6波の感染拡大についての①更なる感染拡大防止策についてでございます。

上里町においても、今年（令和4年）1月に入り、再び感染者数が増加し始め、各学校3学期が始まる1月7日からは、県の通知に従い、昨年引き続き感染防止対策を進めておりました。

その後、感染者急増に伴い、1月14日には教育委員会から上里町内小・中学校保護者宛て、新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてを通知し、保護者の方にも改めて気を引き締めていただきました。

続いて、重点措置がスタートした1月24日には、まん延防止等重点措置に伴う小・中学校の対応についてを通知し、3学期の授業参観の中止や卒業式の保護者参加人数の制限、中学校部活動の活動制限、陽性者発生時の対応等の協力を要請しました。

さらに、2月16日には、まん延防止等重点措置延長に伴い、臨時校長会を開き、今後の学校の対応を検討し、感染状況や児童・生徒の発達段階等を考慮し、2月18日から重点措置期間の終わる3月6日まで、学校の実態に応じ、短縮授業等を行う決定をいたしました。

また、3月3日木曜日に行った定例の校長会では、再延長に向けた学校の対応について、引き続き感染防止に取り組むよう指示を出したところでございます。

現在、臨時休業、学校閉鎖等については、県の通知、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン、これに沿って各学校は対応しております。

上里町においては、第6波に入って実施した学級閉鎖等は3月3日までで、小・中学校合わせて6校17学級となります。

各学校では、授業の遅れが生じないように、行事や日課を工夫し、対応しております。また、学級閉鎖を実施するときには、児童・生徒全員にタブレット端末を家庭に持ち帰らせ、朝の会や授業、ドリル学習等を行っております。

また、新型コロナウイルス感染の関係で家庭待機となっている児童・生徒には、希望によりタブレット端末の貸出しを行い、学校と家庭をつなぎ、授業等を配信しております。

いまだに終息が見られない新型コロナウイルス感染症ですが、感染症対策に特效薬はなく、地道に3密回避、手洗い、うがい、マスク着用の徹底を図ってまいります。コロナ前に比べ、児童・生徒の生活スタイルも大きく変わってしまいましたが、コロナが終息するまでは、感染症対策を講じながら、学びを止めずに教育活動を進めてまいります。

I C Tを活用したオンライン授業と対面での人と人との関わりを大切にした授業を並行し、試行錯誤を繰り返しながらですが、将来の子どもたちの教育を前進させてまいります。

学校教育は、保護者、地域の皆様の御理解と御協力なしには成り立ちません。教育委員会としましては、コロナ禍でも地域、保護者の皆様との連携を深めた教育活動を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） それでは、何点かまた再質問をさせていただきますが、まず改正民法について、私が一番心配しているのは、来月、令和4年4月からということで、即18歳になっちゃう人がいるわけですね、5月、6月ぐらいの生まれの人。それに対する対策というか、教育面、要するに先ほど言ったように、18歳で成人だよということを、1か月や2か月足らずで成人扱いになっちゃうわけですね。そういう人たちに対して、要するに事前にどのくらいの期間、先ほど教育長が答弁してくれましたけれども、そういった周知とか、公民権の授業等で対応しているんですが、本当にそれだけで十分なのかというところが危惧される場所なんです。

変えて言えば、今16歳とか、17歳の人というのはある程度余裕があるわけですね。1年とか2年、その間に十分に、そういった家庭だとか、学校だとか、いろんなところでそういうこ

とは教育上積み上げられてくるというふうに考えるわけですが、一番私が、先ほど言ったように心配しているのは、即18歳になっちゃう人。

ところが、先日の報道を見ていると、金融機関等は、大手の金融機関だったと思いますが、従来どおり20歳から対応させていただきますよと、成人年齢が18歳に引き下げられても、今までどおりの対応の仕方を考えている、そういった金融機関もあるわけですよ。これは本当に素晴らしいことだなと思うんですが、それを徐々に改善していけばいいんですけども、急激に、さっきから言っている18歳にすぐなっちゃう人、これに対するのには、やっぱりそういった面で時間も少なく、急激に180度というか、変わるわけですけども、それについて、教育長、どういうふうに考えというか、対応していけばいいのか。

要するに、時間がなくて、すぐに成人になっちゃうよという方々に対する救済策というんですかね、それがちょっと聞きたいなと思うんですけども、よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） ただいまの齊藤崇議員の御質問にお答え申し上げます。

これは、主権者教育の参政権が18歳に下がったときも、やはり同じだったんですが、ちょうどそのとき、私、高校の校長をしまして、高校3年生が在学中に選挙権を持つんだということで、特に注意したのが公職選挙法に触れない運動をするようにというところ、だいぶ慎重に3年生については指導いたしました。次の年もそれに従って指導するというのですが、もう既に5年近くたっているかと思いますが、当たり前のように高校生は、高校3年生、18歳になったら選挙権があるんだということで認識はしていると思います。

そのときに、私も一番注意したのは、初めて参政権を持ったとき、これは二十歳でも同じなんですが、初めて選挙に行くときは、どうぞ保護者の方が一緒に声をかけて行ってくださいということを頼みました。要は、学校教育だけでどうこうということではなく、やっぱり社会全体で見守っていかなくてはいけないことなのかなというふうに考えております。

また、今回の問題につきましても、町内の小学校、中学校につきましても、先ほども齊藤議員がおっしゃいましたように、中学3年生にとってもまだ3年後ということで、若干の時間の余裕があります。高校に入りまして、特に社会科の必修科目である現代社会という科目の中では、この参政権、あるいは成人教育について、十分な指導をされていくのかなというふうに考えておりますので、とにかく町内の小学校、中学校におきましても、文部科学省の示す指導要領にのっとって、丁寧に指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） ちょっと最初に聞こうと思ったんですけども、教育長が答弁してくれました、町でどのくらいの若者が要するに成人対象になるのかということで、合計で、18歳、19歳で、663人、先ほど言ったこの663人が、結局生まれた月が異なるわけですよ、1年間があるわけだから。私なんかは1月生まれだから、1月生まれの方は来年の1月までは猶予はあるわけですけども、この人たちに対して、要するに急ごしらえというんですかね、そういうふうなのがちょっと私は心配になったんで、今質問したわけです。

それで、この成人年齢引下げの背景なんですけれども、これは要するに少子高齢化が進んでいるということが起因しているのかなというふうに思うんですよ。結局、そうすると若年層、若年層というか、若年層というのは14歳までで、15歳から64歳が生産年齢人口というふうに位置づけられています。結局、少子高齢化が進んで、要するに早く若い人たちに大人の仲間入りをしてほしいというのが背景だなと思うんですよ。結局、今これ全国的にこういう問題は課題とされているわけですよ。ですけども、これをやることによって、じゃ、本当に効果があるのかというのが疑問視されるんですよ。

というのは、1度目の質問の中でも、選挙権が18歳に、6年ぐらい前ですかね、引き下げられて、18歳、19歳の、私も関心があったんで調べたことあるんですけども、極めて少ないんですよ、投票率が低いんですよ。私は、表現を変えて言ったことがあるんですけども、要するに傷口に血が出ているところにばんそうこうを貼るようなことをやっているだけなんですよ。これは国のやっていること、今回の民法改正もそうなんですけれども、それが果たして効果があるのかというのが、これはやってみなきゃ分からないんですけども、一つの例として、選挙権の問題がそうなんです。データの18歳、19歳というのは低いわけですよ。いま現在も低いわけですよ。

これを、要するに18歳に成人年齢を引き下げたことによって、課題というのがはっきり見えないんですけども、恐らく先ほどから言っているように、少子高齢化が背景にあるんだと思うんですが、それについて、これは町長に聞きたいんですけども、どういうふうに捉えるのか、要するに少子高齢化というのを背景にだけが問題になっているのか、その辺について、町長の考えをちょっと聞きたいと思うんですが、お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

この成人年齢の18歳に引き下げられることについても、議員御指摘のように、少子高齢化の中で、国としてこういった方針を出されたということで、私としては、そういった20歳から18

歳に引き下げられ、選挙権を今まで与えてきた、またはその中で成人年齢を18歳に引き下げるということの大きな流れは、そういった国として少子高齢化対策としての大きな転換であったということで理解しております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） それでは、恐らく町の教育方針としても、公民権の授業というのはあると思うんですが、これは、恐らく私が個人的に考えると、やっぱりもう中学生になってから徐々に公民権授業という中で、こういうものを取り上げていくという授業、これを例えば中学1年生、2年生、3年生で、例えば1年生で年間どのくらいの授業というか、時間を割いて、こういうことの授業に充てるのか、分かっている範囲でお答えいただけますでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 齊藤崇議員の御質問にお答えします。

申し訳ありません。年間何時間ぐらいやっているかということは、ちょっと今手元にはありませんので、また後ほど確認したいと思います。

ただ、消費者教育等につきましても、小学校の段階から租税教室を行って、町の税務課の職員の方や、あるいは税務署の方等に来ていただいて、特別授業をしていただいたり、特にこういう問題は教員が教えるよりは、直接そういう事柄に関わっている方にお話を伺ったほうが、より効果的だろうということで、これは年に1回とか、2回とかというような数ではございますが、そんなような形で行っております。

また、中学3年生のこの段階におきましても、全てが全て、高校に進学する生徒ばかりではありません。高校に進学すれば、高校の授業の中ではありますが、中学校で就職してしまうような生徒にも向けまして、消費者教育ということで、特別授業という形では行っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） それから、税制面にちょっと触れたと思うんですけども、古い話、我々がこの年代のとき、高校卒業して就職という方も少なくなかったわけですが、私が記憶している限り、所得税とかのそういったものに対する納税、これ、やはり成人になってからというような記憶があるんですけども、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、その辺が今度18歳が成人年齢になると、そこから要するに、例えば社会に飛び出して行って、収入を

得た場合の納税というのは、これは18歳から適用されちゃうんですかね。その辺、勉強不足でちょっと分からないんですけども、古い話で申し訳ないんですが、それについてちょっと答弁していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

税制面ということでございました。先ほどの私の答弁からも、住民税非課税対象者の条件の一つに、前年の合計所得金額が135万円以下の未成年者がいます。この未成年者でも所得があれば、きちんと申告しなくてはなりません、そういった未成年の年齢が20歳から18歳に引き下げられるということでもありますので、そういった点で御理解いただきたいと思っております。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） それでは、次へ移って、新型コロナウイルスの感染者について。

これ、私が更なる感染拡大防止と大枠で言っていますが、基本的な感染対策というのは、当時からマスク着用、手洗い、消毒等々あるわけです。今年になってから、オミクロン株が猛威を振るっているわけですが、昨年までは災害防災無線等でも結構アナウンスしていたのを記憶があるんですけども、今年になってからそういうアナウンスもあまり聞いていないような気がするんですよ。

私は、この感染拡大の防止策として予算を使えとか、そういうことを言っているんじゃないかと、結局基本的な対策を徹底するのが第一なんですけれども、当初、コロナウイルスが初めてというか、最初の頃は、本当に皆さんぴりぴりして、町でも出たのなんていうことで恐怖感を覚えたと思うんですけども、最近はこのだけの、もう900人近くに今町でも新規感染者出ているような状況ですよ。そうすると、何かなれ合いになってきちゃっているような気がしないわけでもないですよ。だから、防災無線でもあまりアナウンスしないのかなと。

だから、結局基本的なことをやるのは今までどおりの経費で賄えるんじゃないかなと思うんですよ。それを徹底するには、あらゆる角度から、要するにアナウンスして、それと、もう一つは、さらなる知恵を絞って、どうしたらこの感染拡大が防げるかということ、皆さんで知恵を絞って、お金を使うんじゃないかと、そういうふうな工夫をしてほしいなと思うんですよ。

具体的には、これというのはなかなか特効薬はないと思うんですけども、これからもまだ、先ほどから言っているように終息する見通しがなくて、さらなる対策を考えたらどうかと思うんですけども、そういう姿勢が大事だと思う。

結局、もう皆さん御存じだから、分かっていると思うんですけども、役場の庁舎内でも職員が感染、そこで各入り口に体温測定器を設置したりしました。これは、私はもっと前から提案していたんですけども、職員の感染が出てから、そうじゃなくて、やっぱりそれはもっと早く、同じやるんなら、同じお金使うんならできるわけだから、何でやらなかったのかなという気もするんですよ。今になってそんなことを言ってもしょうがないんですけども、今後、やはりそういうことに取り組んでいく上には、やっぱり皆さんの知恵を絞った何かの対策案があると思うんですよ。それについての前向きな考え方というのをどういうふうに考えているか、町長にちょっと答弁していただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の新型コロナウイルス感染症に対する再質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁でもお話し申し上げましたが、町としましては、感染抑止のため、感染予防に係る周知徹底を考え、住民の皆様に広報かみさとや防災行政無線、ホームページなどにより、感染予防に係る基本的な感染対策の呼びかけを行ってまいりました。実は、この休日、5日、6日も私も外へちょっと外出しているときも、防災無線で呼びかけておりました、実際ですね。そういった、町としても大変危機感を持って臨んでいるところであります。

また、住民の皆様にも、基本的な感染対策に立ち戻っていただいて、家族感染とかそういったものを回避するようなことを、是非心がけていただければありがたいと思っております。

町としても、先ほど答弁しましたように、保健所等との協力関係等もしっかり結んでやっておりますので、そういったところを対策としてやっておりますので、引き続き緊張感を持ってやっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） それから、学級閉鎖について、ちょっともう少し詳しく答弁していただきたいんですけども、先ほどの教育長の答弁では、6校の17学級というふうな説明がありました。それで、じゃ何が聞きたいかという、例えば1つの学級で学級閉鎖を実施した場合に、最短で何日ぐらいで、最長でどのぐらいの期間を実施したのか、お伺いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 齊藤崇議員の御質問にお答えいたします。

県のほうからは、学級閉鎖について3日から5日程度ということで指示が来ております。土曜日、日曜日等、休みの日もうまく使えるようですので、それも含めておおむね3日から5日ということで学級閉鎖を行っております。

また、学級閉鎖明けには、学級閉鎖中も家庭で感染者が出ているかどうかというようなことを確認しながら、再開できるかどうかという判断をして、学級閉鎖を明けるといったようなことになっております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 分かりました。そうすると、3日から5日ということですね。それが土日を挟むと実質授業のある日は2日から3日ぐらいということなんですが、そうすると、これは予定されていて、学級閉鎖というのは緊急的にふっと出てくるわけですね。となると、今は対象になっているかどうか分からないですけども、給食費の問題が出てくるんですね。給食費が、要するに、例えば5日間、平日1週間、月曜日から5日間と、月火水木金と1週間給食がなくなるわけですね。そういった場合、これは個人的に考えると、やっぱり材料の要するに購入とか準備とかはあるんで、急激に学級閉鎖したからといって、じゃ、給食費をそこだけ減免するというわけにもいかないと思うんですね。その辺について、保護者等にはどういう周知をしているんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 齊藤崇議員の御質問にお答え申し上げます。

給食につきましては、材料等につきましては事前に購入しており、保存が利くものについては保存できるけれども、保存できるものばかりではないということで、だいぶ給食センターのほうもその辺は苦慮しているところでございます。

ただ、学級閉鎖の通知を出すときに、保護者の方には給食費はどうしますということは、お伝えはできておりません。返すにしても、どれくらい返せるのかどうなのかということとははっきりしない中で、やっぱり不確定なことは連絡はできないということで、学級閉鎖の通知のところには、給食費の扱いについては一切触れておりません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 分かりました。そうすると、学校側と保護者との間のトラブルがない

ような対策を考えてもらえればというふうに思います。

それから、先ほども1度目の質問でもあったように、学級閉鎖とか、保育園の休園等あると、家庭で子どもたちの面倒を見なくちゃいけないということになると、親の負担がかなり大になるわけです。今の家族構成的なものを見ると、大体が二世帯住宅で、結局両親、子どもたちと。三世帯というのはほとんどないような気がするんですけども、となると、どうしても児童、それから保育園児等が休むと、家庭においてそれをサポートしてあげなきゃいけないということになろうと思うんですよ。

先ほどちょっと答弁もらったと思うんですけども、こういうことに対して、やっぱり保育園の意義というかはあるわけですけども、働く保護者に対する支援ということがあるわけですが、こういうふうなときに、どうしても子どもたちの面倒を家庭で見なくちゃならないよというふうなことが、ある一定期間続いた場合、保護者も仕事を休まなくちゃいけないということに対する支援というのは、具体的に難しいと思うんですよね。期間がどのくらい、3日とか5日、仕事へ行けないよということになると、有休でカバーできる人もいるし、有休でカバーできない人もいるというふうなことがあるので、それは各家庭において様々だと思うんですけども、町としては、そういう方に対する対策というのをどういうふうに考えているか、もう一度ちょっと細かく説明していただければというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

学級閉鎖といいますか、小学校、保育園等が休校になった場合の保護者が子どもの保育に困ったらどのような対応ができますかということの御質問かと思えます。

現在、町のサービスとしましては、ファミリーサポートセンター事業、病児病後児緊急サポートセンター事業がありまして、過去に休園した保育所からの保護者の保育要望は町にありませんでしたが、今回の第6波の感染拡大により、町として関係機関との調整を整えたら、代替保育の実施に向けて検討を行ってまいります。そういった対策を町としても進めておるといことで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 続いて、3番のほうへ移っていきます。

町独自の支援策ということで、第3弾までは実施されているわけですけども、先ほども言ったように、農業の担い手応援給付金、要するに営農者についての対策というんですか、町の

ホームページで見ると、令和3年1月15日で1回目終わっているわけですがけれども、これはプロセスが、今考えれば、昨年度の農業収入の要するに15%以上減になった人が対象で、これも申請しないと駄目だよと。先ほども答弁をもらっていますが、手続が煩雑だという声も少なくないわけですが、米価も一昨年、昨年と、去年の米価が要するに60キロで8,000円程度というふうに聞いています。これはもう、米麦というか、お米を作っている農家に対しては本当に厳しい、もう経費を抜いたら何も残らないよというふうな状況だというふうに聞いています。

それに対して、継続しているようですが、5万円給付ですよ、これではちょっとボリュームがなさ過ぎるんじゃないのかなと思うんですよ。先ほど町長も言って、私もそう思っている。要するに、町の基幹産業というのはまだ農業です。これだけの圃場を持っているんだから、これを要するに耕作しないで荒地地にしておくわけにいかないわけですね、圃場整備も終わっているわけですから。そういうふうなことで支援していかないと、結局毎年ずっと見てみると、予算案のときに、やっぱり新規就農者にはこれだけ、ある一定の収入があるまでは支援しますよというのはありますよね。そういうのと同じように、この急場をしのぐ町の対策というのは、やっぱり基幹産業である農業を支えるためには、もっと手厚い支援が私は必要だと思うんですよ。

だから、すぐ4年度ですけれども、4年度にはそういった、一つの例でさっき申し上げましたが、水費用をある程度減免するとか、そういう対策を考えたらどうかなというふうに思うんですよ。4年度について、もう一度聞きますが、具体的な農業者に対する支援をどのように手厚く考えているか、もう一度答弁お願いできますか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

いろいろな提案、議員から提案いただきありがとうございます。水費の関係も一つの提案いただきまして、検討に資するかなと思っております。今後の農業者支援に関しましては、現在実施している給付金事業などの継続実施をまず検討することになると思われませんが、外食需要の落ち込みと、また農産物単価の下落に加え、原油輸入価格の高騰など、農業収入に直結するリスクも存在することから、関係団体でありますJAをはじめとした地域の農業者の声を拝聴しながら、適切な支援対策を今後検討を行ってまいりますということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 最後に、商工業者に対する支援なんですが、先ほどの答弁だと、商工業者に対する支援というのは、順調というか、それなりの支援をしているので、逆に温かい言葉もいただいたというふうに答弁がありました。

しかし、先ほどから言っているように、商業者、特に飲食業については十分な支援だと、これは国の支援でありまして、工業者に、私はちょっとこの前、ヒアリングのときも聞いてみたんですけれども、それなりに建築業とか土木業とか、そういうふうな業者に対するものについては、さほど疲弊はしていないよというふうな答弁をいただきました。

しかし、やはり商業者に、飲食業者なんかと比べると、やはり支援が少ないんじゃないのかなというふうに思うわけです。ここで一緒くたに商工業者とうたっていますけれども、やはりその辺、我々もちょっと勉強不足で、私も勉強不足で見えないところはあるんですけれども、確かに上里町も戸数も増え、かなり新築の住宅が目につきます。ということは、これは全てが町内の業者に限らず、町外の業者が要するに建設されているのを見受けられます。その辺が、できれば町内の業者を使ってもらうのがベターなんですけれども、その辺はなかなか難しい面もあろうかと思えます。

そういったことで、やはりこれからも先が見えない、先ほどから言っているように、終息の見通しが見つからない中での対策として、やはりそういうことも念頭に置いて、4年度の予算というものを考えていただければというふうに思うんですけれども、それを答弁もらって、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

商工業者向けの支援策ということは従来やってきたわけですが、また今後、この支援策も継続して実施している事業や実績のある事業等がございますので、財源や他の対策とのバランスを考慮して、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） すみません、全て終わったところなんですが、齊藤議員の再質問のところで、資料を持ち合わせていなかったということで一つありますので、1番の②成人年齢が18歳にという中で、主権者教育あるいは消費者教育、年間どれくらい授業を行っているのかという質問に対しまして、お答え申し上げたいと思います。

中学3年生の社会科の中の公民の授業が、年間105時間するよというということで、これは指

導要領で細かく細かく割り振られている中なんです、その中で、主権者教育を4から8時間ということで、一応町では4から8時間の間で行っております。

また、消費者教育につきましては、2時間程度ということで、公民の中でこの主権者教育あるいは消費者教育、成人に関わる内容の授業を1割、年間約10時間行っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。再開は10時35分からとします。

午前10時16分休憩

午前10時35分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 皆さん、こんにちは。

議席14番の新井實でございます。議長からの通告順に従いまして、ただいまから一般質問させていただきます。

今回の質問ですが、大きな項目で5つございます。(1)として、新型コロナウイルス禍の中で、自宅でもオンラインで学べる環境整備について、(2)小学校の教科担任制の導入について、(3)予約制で乗り合う「デマンド交通」について、(4)「書かない窓口」について、(5)地方都市再生のカギについて。

それでは、順次1番から御質問させていただきます。

(1)新型コロナウイルス禍の中で、自宅でもオンラインで学べる環境整備について。

①新型コロナウイルス「オミクロン型」の感染拡大でオンライン授業の本格導入をするための環境整備について。

新型コロナウイルス禍の中で、文部科学省は自宅でもオンラインで学べる学習環境整備に本腰を入れております。公立小・中学校に1人1台のタブレット端末を配備する事業は、当初2023年度に完了させることを目標にしておりましたが、2020年度に前倒しで達成しております。

各地で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用された際、分散投稿やオンライン授業の実現を可能にしました。一方、学校教育で情報通信技術（ICT）を本格活用するための設備や制度面の課題も浮き彫りになりました。文部科学省は、2020年4月、学校に対し、児童・生徒の密を避けるため、オンライン授業ができる環境を整えるよう要請、感染が急拡大した2021年夏になり、本格的な対策に乗り出す自治体が相次ぎました。

熊本市では、小・中学校でオンライン授業と実際に登校する日を学年ごとに分ける方式を約10日間導入しました。岐阜県では、県立高校の2学期の授業を一定期間オンラインで実施したほか、大阪府寝屋川市も夏休み明けの登校を見合わせ、オンライン授業を開始しました。

しかし、児童・生徒からのアクセスが集中すると、つながらなくなったり、映像や音声途切れたりするといった問題が報告されました。今後も感染拡大が懸念されることから、文部科学省は通信環境の改善を急ぐ必要があると判断、昨年12月に成立した2021年度補正予算において、学校への補助金約84億円を盛り込んだようであります。

文科省は、通信環境の設備の改善を急ぐということで補正予算も組んだようですが、上里町の公立小学校5校と中学校2校における、学校教育における情報通信技術（ICT）の本格活用をするための設備、いわゆる教員の指導者用端末や中継用のカメラ、マイク、大型ディスプレイ、モバイルルーターなどの必要機器は、即オンライン授業が必要なとき、すぐ対応できるだけの設備が今現在整備されているのか、埴岡教育長にお伺いいたします。

これまでの取組では、機材の充実によって、教師が指導者用端末を使い、自分の映像や説明資料を自宅にいる子どもたちの端末に配信しながら、もう一台の端末で子どもたちの表情を見ながら授業ができるようになったと文科省は説明しておりますが、上里町の小・中学校では、オンライン授業が文科省が説明している水準まで、現況の中で到達できているのか、埴岡教育長にお伺いいたします。

また、クラスを対面式と別教室のオンライン組に分け、密を避けた授業も可能になったと文科省は説明しておりますが、上里町の小・中学校の授業レベルはどの程度まで到達しているのか、埴岡教育長にお伺いいたします。

さらに、端末が故障した際の対応などを一元的に担う支援センターを各自治体に設置を通達したと文科省は言っておりますが、上里町に一元的に担う支援センターなるものができた話は聞いたことはありませんが、上里町に既に支援センターなるものが設置されているのかどうか、埴岡教育長にお伺いいたします。

教員の負担軽減のため、学校の感染対策に当たる支援員の増強にも国は努めたと説明しておりますが、上里町の小・中学校では、学校のコロナ感染対策に当たる専門の支援員を各学校で何名ぐらい採用して、業務に当たってもらっているのか、埴岡教育長にお伺いいたします。

文科省幹部は、オンラインが全てではないと、画面越しでは得られない、学校に集うことの学習効果は教育に不可欠と指摘していますが、このことについて、上里町の教育委員会及び教育長はどのような考えで授業構成や内容を考えているのか、埴岡教育長にそのお考えをお聞かせください。

また、団体競技で力を合わせたり、直接会話することで、人の気持ちを読み取ったりする経

験も重要ではないかと私は思っておりますが、埴岡教育長の見解をお聞かせください。

以上のようなことを踏まえて、文科省は、状況に応じて対面とオンライン授業を組み合わせるハイブリッド方式が好ましいと考えているとのことでありますが、このハイブリッド方式の授業について、埴岡教育長並びに上里町教育委員会の考え方についてお伺いいたします。

ただ、現在は自宅でオンライン授業を受けても、出席停止・忌引等の扱いで、出席と認めておらず、制度面の対応が追いついていない部分がありますので、埴岡教育長には制度面の課題及び対応について、県や国に対して制度面の改正を早急にしていただくよう強い要望を出していただきたいと考えておりますが、埴岡教育長の見解をお伺いいたします。

今後の感染拡大時には、対面とどのようなバランスで導入していくべきか、感染症以外の災害発生時や不登校の児童・生徒向けの活用をどう位置づけるべきか、オンライン授業の可能性を生かしながら、本格活用に向けた大きな課題と環境整備を急ぐ必要があると私は思いますが、上里町教育委員会のトップとして、埴岡教育長のお考えをお聞かせください。

(2) 小学校の教科担任制の導入について。

①教科担任制が導入される中、子供との信頼関係をどう築いていくかについて。

ほぼ全ての教科をクラス担任が教える小学校の授業が変わろうとしています。専門性の高い教員と担任が連携し、効果的な指導につなげたい。小学5、6年を対象に、一部教科を専門の教員が教える教科担任制が今春から本格的に始まるとのことであります。英語、理科、算数、体育の4教科を中心に導入するといいます。学級の担任を持ちながら、得意分野の教科を他のクラスへ教えたり、近隣の中学校から派遣された英語教員が、小学校の授業をしたりすることが想定されております。

導入の目的は、授業の質向上と教員の負担軽減であります。小学校では、明治期から担任が全教科を教える学級担任制が基本とされてきました。だが、近年は英語やプログラミングなど、教える内容は専門化しております。小学校の教員の中には、理数系に苦手意識を持つ人が少なくありません。専門性のある教員が指導すれば、教科の面白さが伝わり、児童も内容を理解しやすくなるはずであります。

中学校は、教科担任制が実施されております。児童たちが小学校卒業後、スムーズに移行できるという効果も期待できるといいます。労働時間が長い教員の働き方改革にも役立つとされております。教科担任制が導入されれば、担任は一部の教科を他の教員に任せることができ、空いた時間は授業の準備やテストの採点などに充てられる教員の多忙感の解消につながるようであります。

ただ、学級担任制の良さも忘れてはなりません。小学校では、担任と児童が長い時間を共に過ごすことで信頼関係が築かれております。児童の学習状況を把握し、クラスの間関係の僅

かな異変を察知しやすいメリットはありました。

教科担任制の導入後は、担任だけではなく、複数の教員が児童に関わることになり、子どもとの信頼関係をどう築くのか、大きな課題があり、この問題に対する埴岡教育長のお考えをお聞かせください。

(3) 予約制で乗り合う「デマンド交通」について。

① 予約制で乗り合う「デマンド交通」が人工知能（A I）を導入して、配車効率を高めていることについて（さらば時刻表、いつでも予約、生活の足に）。

予約制で乗り合うデマンド交通が人工知能（A I）を導入して、配車効率を高めております。経路や同乗者を瞬時に決定、公共交通が手薄な地方や都市部で、好きなときに頼み、短時間で来る生活の足として利用を伸ばしております。

新型コロナウイルス、オミクロン型の感染拡大下で高まる近場移動の需要を捉え、高速バス大手W I L L E R（大阪市）や新興勢力が参入し、技術を競っております。

岡山県久米南町、スマートフォンでカッピのりあい号の乗降場所や人数、希望時間を入れると、到着時間と車の位置が出ます。4から6人乗れるミニバンなどが予備を含め5台あり、5分から20分前後で迎えに来て、家と目的地を結ぶドア・ツー・ドアで町内を走り回っております。配車システムは、公立はこだて未来大学発スタートアップ、未来シェア（北海道函館市）が提供しております。例えばスーパーに行きたいAさんが予約を入れると、クラウド上のA Iが動く。車両の位置と予約内容を基に、独自のアルゴリズム（計算手法）、遅れの許容時間などを設定した30以上のパラメーター（変数）を組み合わせで1秒以内に計算します。車内のタブレット端末からの指示を受けて走行中、病院に行きたいBさんも拾い、2人を運ぶ最短経路を示します。短時間に最小台数で多く運べるように拾う順序などを最適化し、時間が読みにくい弱点を補います。

人口約4,600人の中山間地である同町は、バス路線やタクシー会社が撤退しました。町営バスの利用も低調で、2016年にのりあい号に切り替えたものの、客が特定の便に集中する一方、利用全体は伸び悩みました。人が経路を考えるための電話で1時間前（朝の便は前日）までに予約する必要があります。予約制ではありますが、地区ごとに往路便①8時半頃、②9時半頃など、時刻表で時間帯と便を固定しており、地区をまたぐ移動には乗り換える必要がありました。

そこで、2020年に未来シェアのシステムを入れて刷新、同社試算でA I配車なら時刻表なしで全域運行でき、車両も1台減らせることが分かりました。スマホ予約も始めて、営業中は利用直前まで申込みできるようにしました。時間を気にせず済むと好評（運行を請け負うエスアールティ、岡山市）であります。

配車効率が向上し、複数人の乗合率が2割から3割から、3割から4割に上がりました。20

年の客数は19年比4割増、21年には同2倍に達し、1回300円の運賃収入も増えました。年180万円の利用料がかかりますが、車両を減らして浮く経費を原資に、21年から平日営業を2時間拡大、土日祝日の運行も始めました。効率配車で利便性を高めれば、過疎地でもコストを抑えて需要を掘り起こせると、未来シェアの松舘渉社長、免許返納後の移動困難者をなくし、健康や消費を後押ししたいと話しております。

自家用車の普及と人口減少で、全国の路線バスは2008年以降、距離にして1万3,000キロメートル超、鉄道は約20年で1,000キロメートル超が廃止されました。路線バス、地方鉄道とも約7割の事業者が赤字であります。穴を埋めようと、バスとタクシーの中間的存在のデマンド交通を入れた市町村は560超ありますが、人力での配車が大変多いわけであり、交通空白地では7割が想定客数に満たないとのデータもあり、AIを駆使した配車で立て直す動きが広がります。未来シェアは16年発足だが、未来大が13年から実験を続けており、北海道や本州、沖縄県などの20近い自治体と地元企業、NTTドコモなどは正式採用しております。

ソフトバンクやトヨタ自動車などが出資するモネ・テクノロジーズ（東京都千代田区）も実験を含め、20超の自治体にAIシステムを提供中であり、群馬県富岡市は、主に定期定路線の乗合タクシーを21年に予約型に変えました。乗降拠点を約130から420超に広げ、アプリなどで利用15分前までに予約が入れば、地元業者が最大6台走らせます。1日の利用者は、20年比2.5倍に増えております。

西日本鉄道と三菱商事が出資するテキスト・モビリティ（福岡市）は、のるーとの名称でシステムを提供して、自ら運行も手がけて、知見をためております。システムはカナダ社製ですが、要望を出して改修しました。提供先の福岡県宗像市では、平日2台で110から170人を乗せ、平均待ち時間は5分から6分に抑えるという高い輸送効率を実現しました。藤岡健裕副社長の話であります。

コロナ禍の在宅勤務で、鉄道・バス利用者が減り、自宅周辺への移動が増えたことで、大都市でもAIで配車する乗合サービスが注目され始めております。ウィラーは、21年、東京都渋谷区でAIが配車する乗合サービス、モビを始めました。定額プランは30日間で5,000円で、半径約2キロ圏を乗り放題、渋谷では約10分でワゴンが配車され、会員は採算ラインの200超であります。村瀬茂高社長は、車がない人も近所の徒歩・自転車圏を楽に移動できるようにしたいと語っております。

上里町でも、ほとんど乗り手のない大きなバスのこむぎっち号の運行は、ガソリン・軽油等の燃料費等が急高騰している中で、大赤字なのだから、早く運行をやめてもらいたいものがあります。幾ら国から補助金が4,000万円前後もらえるとしても、町の負担も1,000万円近くあり、町民の血税の無駄遣いの最たるものではないでしょうか。採算の取れない事業

はさっさとやめていただきまして、新しい採算の取れる事業の運営方法を考えるのが事業者・経営者ではないでしょうか。お金はただ湧いてくるものではありません。町民から預かった貴重な税金の無駄遣いはこの辺ではっきりやめていただきたいと私は思います。

さらば時刻表、いつでも予約、生活の足は、デマンド交通のA Iで効率配車の経営方法に完全に変更すべきと私は思いますが、山下町長のお考えをお聞かせください。

4番、「書かない窓口」について。

①町役場の窓口を「書かない窓口」に変更することについて。

鴻巣市が1月17日から、市役所の窓口で住民票の発行や住民異動届などの手続をする際、申請書への記入が不要な書かない窓口サービスを始めます。職員が申請者の本人確認を行い、申請の内容や発行枚数を口頭で聞き取ります。聞き取り内容を職員がシステムに入力しますと、必要事項が記入された電子申請書が窓口の画面に表示され、申請者は内容を確認の上、そこに署名すると。

市民の負担を軽減し、市役所での滞在時間を減らすことで密を回避する狙いがあります。同様のサービスは、ふじみ野市や深谷市でももう行われております。発行手数料を職員と接触せずに支払えるセミセルフレジも同時に導入しています。いずれのサービスも、市役所本庁舎のみで、支所や市民センターではこれまでどおり記入が必要だということです。

市民課の担当者は、申請書への記入は時間がかかり大変。デジタル化で利便性向上とコロナ対策に役立てたいとしています。上里町でも、町民の負担を軽減し、役場での滞在時間を減らすことで密を回避する狙いがあり、コロナ対策に大いに役立つと思いますので、上里町でも早急に導入していただきたいと思いますが、山下町長の見解をお伺いいたします。

(5)地方都市再生のカギについて。

①持続可能な都市経営を進めるには、住民の居住地を集中させる「集住」が欠かせないことについて。

2020年の国勢調査を基に、日本経済新聞社が集住率を算出したところ、10年比で向上した市区町村は3割の542にとどまることが分かりました。上位自治体は、中心地の利便性を高めることなどで誘導しております。限られた資源をいかに効率的に活用できるかが、地域再生の鍵となっております。

総務省の国勢調査人口等基本集計を使い、1平方キロメートル当たり4,000人以上といった条件を満たす人口集中地区の人口を割り、算出しました。国土面積の僅か4%弱の人口集中地区に7割の国民が居住しております。一方、都道府県別に見ますと、東京都(98.6%)から島根県の(25.6%)まで、大きな地域差があります。

集住は、公共投資や行政サービスの集中配分を可能としますから、人口が減少し、税収も縮

小していく中で、生産性を向上させる不可欠な政策とされます。住民にとっても、子育てや医療などの利用環境向上に加え、商業施設などの立地も見込め、生活の質を保ちやすいものであります。

最も集住率を高めたのは、滋賀県が6.6ポイント上昇し、53.3%となりました。以下、宮城県（5.6ポイント上昇）、佐賀県（5.1ポイント上昇）が続いております。集住率の向上と経済成長は連動する傾向がありまして、上位3県の実質県内総生産（GDP、18年度）の対10年度伸び率は、いずれも全国平均（8.9%）を上回り、10%台を記録しております。全19市町村のうち、11市町がコンパクトシティを目指し、立地適正化計画を作成中か公表済みであります。県が旗振り役となり、集住を後押ししております。以上のような日本全体の流れの中で、住宅地や各種施設などを一定地域に集約して効率を高める集住の発想が、関東や山梨など8都県でも広がりつつあります。

日本経済新聞社の集計で、人口集中地区に住む住民の割合を示す集住率が、2020年までの10年間で大きく伸びた市区町村は、関東・山梨でも多く見られたようであります。人口増が続く関東圏でも、場所によって地域の存続への危機感は根強いものがあります。

埼玉県北部に位置する我がふるさと上里町、集住率の上昇率は19.4ポイントと関東・山梨で3番目に大きかったものであります。上里町は、JR神保原駅周辺の都市機能を高める計画を進めており、2021年4月には、歩きたくなる都市づくりを目指す国土交通省のウォーカブル推進都市に選定されました。上里町は、2021年度中に都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定する方針であります。担当者は、駅前通りを中心に、商業機能や遊歩道などを整備し、人が滞留できる空間を目指すとしております。

日本経済新聞社、2022年（令和4年）1月8日の埼玉・首都圏経済版に載っていた上里町駅周辺の機能整備の中で、2021年度中に都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定する方針と述べており、この計画は、前から全員協議会や都市計画審議会等で何回も聞いておりましたが、2021年4月には、歩きたくなる都市づくりを目指す国土交通省のウォーカブル推進都市に選定されたとのことが書かれておりましたが、私は執行者側から、この話は正式に全員協議会等でも説明をまだ聞いた覚えがなく、なぜ議員に説明されていないことが、日経の新聞記事に担当者から、駅前通りを中心に、商業機能や遊歩道などを整備し、人が滞留できる空間を目指すと話されており、遊歩道の話など今まで聞いていないことを発言されているのはどういうことなのか、山下町長に詳細な説明をお伺いいたします。

上里町神保原駅周辺の機能整備の中で、立地適正化計画とウォーカブル推進都市、神保原駅北まちづくり協議会等の整合性はどのように解釈したらよいのか、山下町長にお伺いいたします。いろいろな町づくりの計画は大変結構な話ではありますが、机上の絵に描いた餅にならな

いように、もう少し現実味のある事業計画にさせていただきたいと私は思いますが、山下町長の見解をお聞かせください。

1 回目の質問は以上であります。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。
町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の質問にお答え申し上げます。

1、新型コロナウイルス禍の中で、自宅でもオンラインで学べる環境整備についてと、2、小学校の教科担任制の導入については、教育長より答弁いたさせます。

それでは、3、予約制で乗り合う「デマンド交通」についての予約制で乗り合う「デマンド交通」が人工知能（A I）を導入して、配車効率を高めることについてにつきましてお答えを申し上げます。

高齢化や過疎地域の問題などが懸念される中、地域公共交通に求められる役割も変化してきており、町としても、地域戦略の一環として、持続可能で利便性が確保された公共交通ネットワークの形成を進めていくことは非常に重要であると考えております。

現在、町の地域公共交通としてコミュニティバスこむぎっち号を運行しておりますが、自動車中心の地域状況による利用の伸び悩みなどといった課題も抱えており、これまでダイヤ改正やバス待ちスポットの設置といった対応を行ってまいりました。

また、令和2年3月に策定した上里町地域公共交通網形成計画では、町内の公共交通網の利便性の向上及び持続可能な地域公共交通の実現に向けて、こむぎっち号運行における課題等を基に、現行のコミュニティバスの運行も含めた新たな公共交通体系の導入可能性の検討について掲げられております。

なお、支線ルートの利用者数低迷の打開策として、令和3年3月に支線ルートのルート再編を実施しましたが、変更から期間が浅く、またコロナの影響により、全ルートで利用が低調で、正常な利用データが取れないことから、検討期間を確保するため、次期公共交通の導入開始時期を2年間延長し、令和7年度からとすることについて、今年度の上里町公共交通活性化協議会で協議・決定し、これに伴い計画の一部を変更しております。

公共交通サービスのうち、デマンド交通は地域公共交通対策の一つとして、バス路線等の維持が困難な地域等において、交通空白地区を解消するために導入する予約制の乗合バスまたは乗合タクシーであります。

議員御質問のA Iを活用したデマンド交通の導入は、効率的な配車を行うことで、利用予約に対し、リアルタイムに最適な配車を行うシステムとして、現在各地で実施されており、A I

システムを手がける企業と自治体とが連携した実証運行などが注目されております。

デマンド交通につきましては、運行時間内であれば、需要に応じ臨時運行するものであり、主な利点として、利用者のニーズに柔軟に対応ができる、定時定路線のバスに比べ、空の車両を走らせることが少ないということが挙げられます。一方、利用の際には予約が必要であることから、利用予約がハードルとなり、利用の定着まで時間がかかる、または全く利用がされない、利用者が多い場合は導入した車両数では対応できないなどの課題があります。また、導入により影響を受けると想定されるタクシー事業者への配慮も必要でございます。

町といたしましては、現在運行しているこむぎっち号の利便性向上に向けた協議を行うとともに、デマンド交通の課題等についても十分考慮した上で、新たな公共交通手段を研究して検討していきたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

4、「書かない窓口」についての①町役場の窓口を「書かない窓口」に変更することについての御質問にお答え申し上げます。

現在、埼玉県内の63市町村中、鴻巣市、ふじみ野市、深谷市、越谷市の4市が書かない窓口を導入しております。

住民からの聞き取りにより、職員が申請書の作成を支援する書かない窓口は、議員のおっしゃるとおり、記入の不慣れな方にも優しく、そしてシステムの導入により、手続の時間短縮にもつながり、そのため密が回避され、コロナ対策になることが期待されます。

また、職員が本人確認を素早く正確に行うために、マイナンバーカードや運転免許証から情報を読み取る機器も備え付ければ、さらに住民の待ち時間も減り、住民サービスの充実としての効果が発揮されると期待されております。

一方で、書かない窓口の導入のためには、窓口業務支援システム等の構築に要する費用についても同時に考えていかなければなりません。埼玉県内や近隣市町の動向も注視しながら、書かない窓口の導入に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に、5、地方都市再生のカギについての①持続可能都市経営を進めるには住民の居住地を集中させる「集住」が欠かせないことについてでございます。

町では、神保原駅北まちづくりの推進に当たり、昨年3月に町内にお住まいの方のうち、3,000人を対象にアンケート調査を実施いたしました。町づくりの将来像についてお伺いしたところ、町民の皆様が期待される環境づくりとして、「安心・安全な道路環境や快適に歩行できる歩行環境づくり」、「駅周辺を楽しく巡れるような商業環境づくり」、「健康増進・医療・福祉分野を推進した住環境づくり」が上位でございました。

町といたしましては、駅北口周辺の将来像として、「快適に楽しく歩けるまちづくり」を期待されているものと受け止めております。

このような中、現在、国ではコンパクトシティーを進める中で、町なかを車中心から人中心の空間へ転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組、ウォーカブルな町づくりを推進しております。町や町民の思いと国の町づくり施策が一致し、昨年4月に国土交通省のウォーカブル推進都市に賛同し、取り組んでいるところでございますので、御理解をお願い申し上げます。

議員御質問の立地適正化計画、ウォーカブル推進都市、神保原駅北まちづくり協議会の整合性についてでございますが、これらの計画等は全て関連しており、コンパクトで持続可能な町づくりを推進するための取組でございます。

都市計画マスタープランの実行計画と位置づけられる立地適正化計画は、人口減少や少子高齢化社会を迎えるに当たり、居住の低密度化が見込まれる中、駅周辺に生活サービス施設がまとまった利便性の高い町づくりにより居住を誘導し、コンパクトなまちの形成を目指す計画でございます。

本年1月8日の日本経済新聞では、町の集住率が19.4ポイントの上昇と報道されましたが、コンパクトなまちを実現するためには、一定区域の人口密度を維持することが必要不可欠でございます。

また、ウォーカブルな町づくりを推進し、幅の広い歩道の整備や生活に必要な利便性の高い施設を町なかに誘導することで、にぎわいが生まれ、町内外から多くの方が訪れたいくなるような歩いて楽しいまちの実現につながると考えております。

神保原駅北まちづくり協議会におきましては、神保原駅北の将来像や課題解決に向けた整備方針など、町づくり推進の指針となる神保原駅北まちづくり基本構想について、様々な分野の方から幅広く御意見をいただいております。

令和4年度は、引き続きまちづくり協議会や町民ワークショップ、住民説明・意見交換会などにおいて、皆様の御意見をいただきながら、基本構想を基に具体的な整備内容を検討し、まちづくり基本計画として取りまとめてまいります。また、地元の皆様や関係団体に御協力をいただき、町なか交流イベントを開催するなど、町づくりの実現に向けた取組を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後とも、町民、事業者、関係機関の皆様と力を合わせて、神保原駅北の町づくりを実現してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 新井實議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、新型コロナウイルス禍の中で、自宅でもオンラインで学べる環境整備についての①新型コロナウイルス「オミクロン型」の感染拡大でオンライン授業の本格導入をするための環境整備についてでございます。

初めに、小・中学校の情報通信設備、児童・生徒のタブレット端末等の準備でございますが、令和2年度中に町内全小・中学校へ配備が完了し、1人1台のタブレット端末を使用しての授業が令和3年度からスタートしました。現在では、臨時休業、学級閉鎖等への対応も含め、学校と家庭をオンラインでつなげ、学級担任と児童・生徒がタブレット端末上で交信できる環境が整っております。

各家庭の通信環境状況ですが、今後のICT化を見据え、保護者の皆様には、教育委員会から家庭のWi-Fi環境等の整備をお願いしております。また、教育委員会では、貸出用Wi-Fiルーターを準備いたしました。同時に、通信環境が整っていない児童・生徒には、学校に来てタブレット端末をつなげられるような対応も取っております。

令和4年に入り、学級閉鎖等の折にタブレット端末を家庭に持ち帰らせておりますが、家庭で通信環境が整っていないと連絡が入っている家庭は、今のところございません。引き続き学校へは、家庭と連絡を密に取り、丁寧に対応するよう指導してまいります。

次に、ICT機器につきましては、オンライン授業ができる水準の機器は整備されており、各学校では、児童・生徒、教職員が活動しやすいように準備したICT機器を積極的に活用しております。

次に、教職員のオンライン通信を使った授業技術でございますが、教職員の中にはICT機器に慣れていて、ICT機器を駆使しながら授業を進めることができる教員もおりますが、全ての教員が効率のよい授業ができるわけではございません。不慣れながらも、現在挑戦しているのが実態です。とにかく実践を踏み、慣れることが肝腎だと考えております。

文部科学省では、人中心の支援を組織中心による広域的な支援体制へと発展、充実させて、より安定的な支援基盤の構築を目指すため、GIGAスクール運営支援センター整備事業を推進しておりますが、現在、上里町は支援センターを設置しておりません。支援センターの整備は、自治体単独だけでなく、県等との連携実施型もございますので、必要に応じて、今後検討してまいりたいと考えております。

令和2年度は、GIGAスクールサポーター制度を活用し、児童・生徒の学習用タブレット端末の準備やICT活用ハンドブックの作成などを行いました。また、令和3年度10月からは、ICT支援員を配置し、各学校への支援を行っております。令和4年度も4月からICT支援員を活用し、授業での効果的なICT機器の活用やトラブルに対応してまいります。

次に、教員の負担軽減のための支援員でございますが、令和2年8月より、スクールサポートスタッフを増員したところでございます。今年度に引き続き、令和4年度も各学校1名のスクールサポートスタッフを配置し、教職員の授業準備や印刷業務、さらには感染症対策の消毒作業等に從事していただきます。

続きまして、オンライン学習と対面式の授業との両立についての考えですが、特に小・中学校の学校教育において、人と人との関わりを大切にした対面式の授業は、教育に欠かすことのできない重要なものと考えております。

児童・生徒は、学校という場所で担任や友達と学習し、遊び、意見を交わすことにより成長し、その過程で自立への道を探っていくものと考えられます。感染拡大が止まらない現状では、オンライン学習等も取り入れながらの教育活動となってしまうこともあります。上里町としましては、できる限り対面授業を続けていきたいと考えております。

また、自宅でオンライン授業を受けた際の出席簿の扱いですが、コロナ禍だけでなく、様々な状況が考えられますので、慎重に判断していきたいと考えております。オンライン授業は、あくまでも緊急時対応と考えております。教育を止めないことから、いつでもオンライン授業ができるよう、ふだんからその活用について、学校現場と情報交換を進めながら準備してまいります。

続きまして、2、小学校の教科担任制の導入についての①教科担任制が導入される中、子供との信頼関係をどう築いていくかについてお答え申し上げます。

令和3年1月、新しい時代を見据えた学校教育の在り方を検討してきた文部科学省の中央教育審議会において、令和4年度を目途に小学校5年生と6年生の授業を対象として、中学校のように教科ごとに専門の教員が教える教科担任制を本格的に導入することが必要であると答申されました。このことを受け、国は、令和4年4月から、小学校の高学年で、教科担任制の推進のため、教職員の定数を全国で950人増やし、今後4年程度をかけて段階的に教科担任制を進め、教職員の定数を3,800人程度増やす見通しであります。

教科担任制の導入の狙いは、教科指導の専門性を持った教師が、多様な教材を活用して、より熟練した指導を行うことが可能となり、授業の質が向上することや、児童の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ること、教師の持ち時数の軽減や準備の効率化により、学校の教育活動の充実や教師の負担軽減に資すること、複数の教師による多面的な児童理解を通じた児童の心の安定に資すること、小・中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続を図ることの4つが挙げられます。

中学校・高等学校のように、全ての教科で教科担任制を行うのではなく、外国語、算数、理科、体育等の特定の教科での教科担任制が考えられております。上里町立小学校では、現在も

担任外の教員が高学年の理科や音楽を教えたり、学年内での授業交換を行ったり、算数の授業を2クラスに分けて少人数で授業をしたり、各学校で工夫をして授業に取り組んでおります。

高学年になると、小学校低学年に比べ、担任が担当学級の児童と過ごす時間が減ります。しかし、複数の教師が指導に当たることにより、児童一人一人について多くの教師が共通理解を持つことができるので、一人一人のよさを多面的に捉えることができると考えております。各小学校では、教師間での情報共有を密にすることで、子どもたちの学習や日々の様子を把握し、教師と児童との信頼関係を築いており、いじめや不登校等の課題も担任1人で抱えることなく、複数の教員で対応できるようにしております。

引き続き教科担任制のよいところを生かしながら、教師と児童の信頼関係を築き、教育効果の上がる指導を模索してまいります。今後も、国や県の動向を注視し、小学校の教科担任制について進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時35分休憩

午後1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 5番、仲井静子です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

住民のリサイクル・ごみの減量化の意識向上について。

定期的に質問を重ねている環境をテーマにした質問、初めに、ごみの減量化・分別回収についてお尋ねします。

分別収集の仕方が、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみと種類が増えたことで、慣れれば大変だと感じない人と、いまだ分別の仕方を理解していない人がいまして、分別回収は町民に定着していません。日々、家庭から排出される一般廃棄物の中で、大きなウエートを占めている食品トレーやペットボトルなどの容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、平成7年6月に容器包装リサイクル法が制定されました。容器包装リサイクル法と言う容器包装とは、商品を入れる容器や商品を包む包装で、例えば飲料水の入ったアルミ缶やスチール缶、ガラス

瓶、ペットボトルなど、商品を消費したり、商品と分離した場合に不要となる廃棄物です。

これらの家庭から排出される廃棄物を、町では一部資源ごみの日を設け、ペットボトル、瓶、スチール缶、アルミ缶を分別回収し、リサイクルしていますが、新たにプラスチック資源循環促進法が2022年4月に施行されます。自治体の努力義務とされている家庭のプラスチックごみの分別回収について、施行後3年以内に導入を検討する市町村と広域行政組合が全国で72団体にとどまることが環境省の調べで分かりました。回答した団体の1割にも満たず、自治体の財政負担や仕組みの周知不足が課題となっていることが浮き彫りになりました。

プラスチック製品は、現在、上里町も含め多くの自治体で燃えるごみや資源ごみとして扱っていますが、プラスチックごみは種類が多く、町民への周知が大変だと思いますが、政府が進めているプラスチックごみの資源化の中身について教えていただきたい。また、町への影響についても教えていただきたい。

プラスチック循環利用協会によると、2019年に国内で排出されたプラスチックごみ850万トンのうち、素材として再利用されたのは僅か213万トン、25%にとどまり、残りは焼却されたり埋め立ててしまいます。再生利用は二酸化炭素の排出量を焼却の半分に抑え、地球温暖化の防止にもつながりますので、町民への周知を強化し、ごみの減量化を町民と一体となって取り組んでいただきたいと思います。

プラスチック資源循環促進法は、気候変動や海洋プラスチックごみなどの問題に対応するため、プラごみの削減と再生利用を拡大するのが目的で、自治体に対する分別回収の努力義務のほか、事業者にはプラスチック製品の削減を求めています。政府は、2022年4月、飲食店や小売店などに対し、プラ製スプーンの有料化などの対策を義務づける方針のようです。2020年7月1日より始まったレジ袋の有料化は、私たち消費者の行動を変化させ、プラスチックごみに対する課題意識をぐっと身近なものへ引き寄せました。

その一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、フェースシールドや手袋、テークアウト用食品容器、オンラインショッピングを利用する人が増えた結果、配送用緩衝材など、新たな場面で排出されるごみが急増し、悩ましい事態になっています。

プラスチックごみは、地球規模の課題です。世界中から海へ流出するプラスチックごみは、年間約800万トンと推定され、このまま進行すれば、2050年には海中に生息する魚の重量よりもプラスチックごみの重量が上回ると試算されています。問題に対する世界の認識はますます強まって、プラスチックフリーやノープラ、脱プラスチックという言葉がじわじわと広がりつつありますが、プラスチックに依存した日本の現代社会ではまだまだ難しいと思いますが、でも、ちょっとした簡単な工夫と取組で、使い捨てプラスチックの無駄遣いを大きく減らすことができます。

とにかく、レジ袋などのプラスチック袋は可能な限り全て断る。一説によると、毎年50億から1兆ものプラスチック袋が世界中で使用され、日本ではプラスチックごみの半分以上が焼却処分されています。石油からできているものを燃やせば、二酸化炭素を発生し、処理段階で気候変動が加速し、悪影響を及ぼしています。町から年間排出されるプラスチック量と処分方法、循環型社会に対応したプラスチックごみの問題の解決に向けて、町の対策をお聞きします。

次に、ステーション方式の集積所について。

上勝町は、日本で初めて2003年にゼロ・ウェイスト宣言をし、資源やエネルギーなどの無駄な浪費をなくして、ごみを限りなくゼロにしていく取組として、町内から排出されるごみを収集車で回収せず、ごみは各家庭、各自が町内1か所のごみステーションに持ってくるといった仕組みができています。

今からおよそ8年前、新人議員6名は、明和町の分別ごみの取組について視察研修をしました。明和町では、一般ごみ、資源ごみなどを含めたごみ処理の流れが見える化されている点、上勝町と同じステーション方式になっていて、例えばペットボトルはキログラム当たりの売却単価の表示があり、手間をかけて細かく分別するほど売却単価が高くなると担当の人は教えてくれました。混ぜればごみ、分ければ資源という取組を明和町では取り組んでいます。

また、有害ごみで受け入れた乾電池、蛍光灯などのほか、カセットテープやCD、廃油などの回収などにも取り組み、町民がごみステーションで自分たちの出したごみが幾らの利益を生み、ごみとして処分するのはもったいない品物は、展示室に並べ、欲しい人が持ち帰り、有効活用しています。旧役場を活用し、土日以外の曜日に町民持込み可能なステーションを設ける考えがあるか、お聞きします。

次に、出前講座の活用について。

町民の周知について、町では広報紙やホームページへの記載というパターンのほか、人が集まる公民館単位や地域の集まり、任意団体などの会合の場を借りて、家庭ごみの出し方を丁寧に説明し、町民へ直接声を届け、町民の声を聞くことがごみの減量化を進める上で重要と思います。結果、ごみの分別への意識を高めることにつながります。今までこのような出前講座を何回実施しましたか。くらし安全課が出前講座を実施する考えがありますか。また、子どもを対象に、学校への出前授業は行っているのか、お伺いします。

生ごみの減量化として、全国的に取り組まれている、必要な食材を必要な分だけ買う、買った食材は残さずに使い、食べ切るといった食品ロスをなくすことや、生ごみ処理の後、一絞りの水切りなど、町民の皆様をはじめ、各団体に説明していただきたいと思います。

次に、雑紙回収について。

京塚地区の主婦の感想ですが、意識して雑紙を分けていると、家の中にたくさんの雑紙があ

ることに気づき驚いた。雑紙を分別することになって、ごみがかさばらなくなり、ごみ袋も軽くなり助かっている。やっぱりリサイクルは必要だという声をいただいています。私は、これまでの取組がリサイクルへの意識向上につながっていると思っています。

町は、現在、各小学校で夏休み期間中、雑紙回収を実施し、リサイクル活動をしています。このことは子どもの頃からリサイクル意識を持ち、地球温暖化防止に私たちも参加している、よい行動を取っていると感じてくれると思っています。学校単位で数量化し、表彰していただければ、子どもたちのリサイクル意識ももっと高まると思いますが、いかがでしょうか。

また、上里町の全職員には、職員自身が分別ができる対応をしているか、お聞きします。例えば庁舎内から出されるペットボトルの蓋外し、ラベル剥がしができているか。どの部署の仕事も大変だと思いますが、美しい地球を次世代へつなぐために、何よりも行政自らの取組が、町民への強力な推進力になるものと考えます。混ぜればごみ、分ければ資源を合言葉に、住民のリサイクル・ごみの減量化の意識向上に取り組んでいただくことを期待いたしまして、1回目の質問を終わりにします。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。

仲井静子議員の御質問に順次お答え申し上げます。

なお、沓澤幸子議員の答弁と重複する部分がございますが、御了承ください。

まず、1、住民のリサイクル・ごみ減量化の意識向上についての①ごみの減量化・分別回収についての御質問にお答え申し上げます。

議員お話しのプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律につきましては、深刻化する海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などを背景に、プラスチックに係る資源循環を促進することを目的としています。プラスチックごみの削減、プラスチックを資源として再生利用を進めるために、プラスチックを使用した製品の設計・製造から廃棄物の処理までのライフサイクル全体を通じて資源循環を促すものでございます。

また、これまで容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装は資源物等とされ、それ以外のプラスチック使用製品は可燃物等として収集されていますが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック製容器包装だけでなく、それ以外のおもちゃや文房具などのプラスチック使用製品廃棄物についても、一括分別収集をし、リサイクルを可能とする仕組みを設けております。

町としましても、この法律が施行されることにより、プラスチックごみの分別収集及び分別

収集物の再商品化のための体制や収集・保管施設等の整備、分別の基準の策定、分別排出の促進など、必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

現在、児玉郡市広域市町村圏組合と広域圏内の1市3町の廃棄物担当者と組織している児玉郡市清掃行政研究会において、プラスチック分別収集導入に向けた調査として、埼玉県のマニュアルに基づき、家庭の可燃ごみ内のプラスチック混入状況実態把握を行っております。

市町ごとにごみ袋を複数の収集所より10袋程度回収し、プラスチックの混入状況を確認したところ、可燃ごみのうち、約2割がプラスチックであることを確認いたしました。概算ではありますが、令和2年度の可燃ごみ搬入量が6,581.5トンですので、その2割と仮定すると、1,316.3トンがプラスチックだと考えられます。

プラスチックの分別収集については、児玉郡市清掃行政研究会においても、重点取組項目としておりますので、今後、早期のプラスチック分別収集導入に向け、引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、②ステーション方式の集積所についての御質問にお答え申し上げます。

ステーション方式の集積所につきましては、町民の皆様の利便性を向上させるだけでなく、分別への理解を深めるためにも大変画期的な取組だと思われれます。

しかし、現在のコミュニティセンターのある場所の利用につきましては、まず土地利用計画を検討していくことが必要になります。また、新たにリサイクルステーションを設置する場合は、周辺住民の皆様にご理解・ご協力をいただくほか、施設の利用形態や開設方法など様々な要件がございますので、慎重に検討していく必要があると考えられます。

なお、議員お話しのごみステーションとは違う形でございますが、リサイクルステーションの設置を現在検討しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、③出前講座についての御質問にお答え申し上げます。

議員お話しのとおり、出前講座を実施し、町民の方に直接声を届けることは、ごみ分別のルールや資源化に対する理解を深め、ごみに対する意識を持っていただくために大変重要な機会であると考えております。現在、くらし安全課では、ごみ減量のためのエコバックを配布するなど、啓発活動は実施しておりますが、学校や団体の出前講座は実施しておりません。

なお、学校については、各教科においてSDGsの考え方を基に、様々な環境に関する学習が行われています。また、一部の学校では、地球温暖化に関する副読本を活用しての総合的な学習の時間で学習を行っているところでもあります。

来年度以降、他自治体の取組や講座の内容を研究し、食品ロス対策、生ごみの水切りなども含め、ごみの減量化に対する理解を深めていただくことができるよう、出前講座の実施について、あらゆる機会を通じて、各種団体、地域の皆様を対象に実施してまいりたいと考えており

ます。

また、ごみの出し方が確認できるごみ分別辞典や、収集日をプッシュ通知でお知らせしてくれるごみ分別アプリについても講座を活用し、利用の推進をしていきたいと考えております。

次に、④雑紙回収についての御質問にお答え申し上げます。

雑紙回収は、令和元年度から開始した事業で、ごみの減量化・資源化・地球温暖化対策の推進、リサイクルへの意識を向上させるために、小学校2年生から中学校3年生の児童・生徒に雑紙回収用の袋を配布し、各家庭から学校に雑紙を持ってきていただいております。現在は、学校の協力により、学期ごとに年3回の雑紙回収を行っております。

各学校で集めた雑紙は、業者に依頼し、収集車1台で1日かけて回収をしております。業者に確認したところ、学校ごとに重さを出す場合、学校ごとに車両を用意し計量する必要があるとのことでありますが、このため、当面は現状の方法で回収を行っていくことに御理解いただきますようお願いいたします。

しかしながら、議員御提案のとおり、回収した雑紙の量を数値化することは、リサイクル意識を高めることにつながると考えますので、全体の回収結果を集計・比較し、リサイクルの効果を学校に還元できるような取組を、他自治体の活動を参考にして検討していきたいと考えております。

続きまして、職員のごみの分別についてですが、事務上出た紙ごみについては、裏面を再利用するもの、シュレッダーにかけるもの、雑紙、新聞、雑誌等に分け、封筒も可能な限り再利用をしています。

なお、ペットボトルの分別につきましては、キャップはごみの減量化及びエコキャップ運動に協力するため、各階の給湯室などに回収用の容器を配置し、分別して排出するよう推進しております。ラベルについては、PETボトルリサイクル推進協議会の作成した冊子を配信し、身近なペットボトルの分別の仕方及びリサイクルについて周知をしております。担当課により、給湯室のペットボトルリサイクルボックスに排出された状況を確認したところ、約65%がキャップとラベルが外されておりました。さらに適切な排出が進むよう、引き続き周知してまいります。

また、令和2年度から町主催の会議等において、ペットボトルや紙パックなどの飲物は原則提供しないこととしたほか、職員のマイボトル・マイバックの利用を推進しております。今後もしリサイクルが徹底されるよう、より一層の啓発活動を行いたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） では、再質問させていただきます。

上里町の1日当たりのごみの排出量というのが、2014年が1人当たり958グラムということですが、その後、2020年も969と、県の平均よりも多い状態がずっと続いています。

それで、2021年度の1日当たりのごみの排出量、市町村のワースト何位か。それと、あとまたリサイクル率、県の平均を教えてくださいたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

2021年度の1人当たりのごみの排出量については、まだデータが出ていませんので、後ほど、確認できればお届けしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） ずっと私も議員になってからデータを見ているんですけども、上里町のごみ、1日当たり何グラムというのは、いつも県平均より多く、順位もワースト何位というので、本当多いほうから入っているわけですが、全然改良されていない、全然ごみが減っていないというのは、なぜかというのを考えた場合に、結局分別収集が徹底していない。分別収集が徹底していないということは、その中に、町としても、雑紙とか、古着とか、そういう分別できるものもみんなごみとして袋の中に詰め込んでいる現状があります。だから、町はもっと分別の種類を増やしていけば、燃えるごみのほうも減るんじゃないかと思うんですけども、町長、分別の種類を増やす考えはあるか、お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

今、上里町の分別区分が9品目になっております。可燃ごみ、不燃ごみ、資源、缶など、その中で、今後はプラスチックごみを分別としてしっかり取り組んでいきたいと思っております。それで減量化も進むと思っております。

それから、ちょっと参考に、2021年ではないんですけども、平成30年度と令和元年度の数値がここに手元にありますので、ちょっと数値だけお知らせします。

平成30年度が、上里町が、家庭系ごみと分けるとあれなんです、一応全体として数値がありますので、1人当たり975が平成30年度、令和元年度、946ということで、僅かですが減量に、1人当たりが数値が減ってきているという状況でございます。ちょっと参考にお知らせしまし

た。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 先ほど言ったように、コロナ禍でインターネットを利用してものを買う人が増えているということは、梱包の材料が増えていまして、ずっと回ってみますと、段ボールもリサイクルできるのに、リサイクルしていないと。私の地区では、段ボールはリサイクルのほうに回していますけれども、町としても段ボールは回収していない状態なので、回収する考えがあるかということと、あと新聞紙も各自回収車が回っていますけれども、ほとんどの人が新聞の回収車を利用しているんですけれども、町としても年に何回か学校のほうではやっていますが、町としてはやっていないということで、容器包装リサイクル法では、新聞、飲料用紙パックというのは牛乳パックのことだと思いますが、段ボール、雑紙も含まれているんですけれども、町として段ボールとか雑紙、新聞なんかもリサイクルのほうに回せば、もっと一般ごみが減ると思いますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の段ボール、また新聞紙等のリサイクルと申しますか、資源としての回収、それは、町としては、今後検討していますが、広域圏でプラスチックごみと同じように取り組む方向で、まだ方向でありますので結論は出ていませんけれども、そういう方向でいくということをお伺っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 町として取り組んでいることで評判がいいのは、小型家電を年に1回収していますね。あと、粗大ごみのリクエスト、それは本当に町民に喜ばれているんですけれども、粗大ごみの個別収集の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、粗大ごみのことについてでございます。現在、粗大ごみの個別収集については、月3回行っております。令和元年度は申込みが672件、総重量で2万8,610キロという数字が出ています。令和2年度は申込みが789件、総重量で3万7,050キロ、令和3年度は12月末時点の数字

になりますが、申込みが593件、総重量が3万1,290キロということでございます。

直接搬入先である小山川クリーンセンターに行ける時間がない方等は、車がなく、全く運ぶことができない等の理由から、多くの人に利用していただいているのが現状でございます。

それと、小型家電の回収についてですね。町で小型家電回収をしているのは、年2回実施しております。家庭で不要になった小型家電をお持ちいただき、資源として回収する事業でございます。住民の皆様にも定着している事業ですので、来年度も引き続き実施していきたいと考えております。

回収実績の数字がちょっとございますので、参考にお知らせしますが、令和元年度は2万2,080キログラム、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、1回の開催になりましたが、9,280キログラム、令和3年度は1万6,120キログラムとなっております。役場の町民ホールにおいて、小型家電回収をするための回収ボックスも設置しておりますので、回収できるものの大きさは限られてはおりますが、役場の開庁時間内であれば回収できるものもございますので、多くの利用をしていただいております。

今後も、ごみゼロのまちを目指して、住民の皆様には御理解、御協力をいただけるよう、周知・啓発を行ってまいりますので御理解いただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 年2回小型家電の回収をやっているんですけども、そのときに、段ボールとか古着をやったことあるんです。助かりました。本当に町のごみの分別の仕方、出し方、正しい分け方という中に、段ボールも入っていないし、古着も入っていないという状態ですから、私たちはどこへ持っていけばいいんだろうという。年に、たとえ2回でも、1回でも、本当に段ボールとか古着の回収をやっていただきたいと思います。

というのは、ここに安中市のチラシがあったと思うんですけども、安中市では、4月から古着とか古布を資源ごみとして回収しますということで、資源だということをうたっております。だから、上里町のほうも、古着というのは本当に、私のほうもごみ袋に4袋ぐらいもうたまっちゃっているんですけども、どこに持っていったらいいかと。一般の主婦の方とか各家庭から出る古着というの、段ボールというの、すごい量が多いんです。量が多いから、このところは早急に取り組んでいただきたいと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問でございます。

古着等の回収も含めて考えてもらえないかということでございます。先ほど、答弁の中で、沓澤議員の御質問にも答えたんですが、試験的に設置するリサイクルステーション、ごみじゃなくて資源として捉えていこうということで、リサイクルステーションをこの役場庁舎内に設置することで、今考えておりますが、その中に、古着の回収や段ボールの回収を含めたものができるかどうか、それも検討していきたいと思っております。安中市の例もどういうことなのか、少し研究しながら、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

それと、また町内でも、古着等もリユースしているリサイクルショップがありますよね。そういったところも是非御活用いただければ、そういった資源のリサイクルといたしますか、リユースといたしますか、そういったものも進むんではないかということで、是非検討を進めていただければありがたいと思っております。町も、その辺も含めて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 上里町のホームページで、家庭ごみの出し方というのをプリントアウトしました。そして、すぐくごみの出し方のルールとか、それぞれのごみの出し方、可燃ごみとか、不燃ごみとか、有害ごみとか、細かく書いてあるんですけども、ただ、見ていて分かるように活字だけ、目で訴えるイラストなし。本当によく書いてあるんですけども、やっぱりイラストを入れて、目で訴える工夫も必要じゃないかなというのは感じます。

それで、京塚で雑紙を回収したときのチラシがこれです。目で訴えています。これ、私たちがつくったチラシですけども、そうすると、みんなも、これも雑紙として回収していただけるんだなということで、本当に雑紙のほうも京塚の方は回収しているという。だから、もっと効果的な周知の仕方があるんじゃないかなと、一工夫していただければ、住民も理解しやすいから、そういうところでちょっと工夫していただきたいと思っておりますが、これ、イラストなしじゃなくて、目で訴える、こういう方法を取ることができるか、お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

町のホームページの家庭ごみの正しい分け方・出し方、これについて、イラスト入りで、絵でお示ししていますので、是非そこら辺をちょっと御覧いただければ分かるかと思っております。絵でお見せしているところで、ちょっとその辺を御確認いただければと思います。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） これは、毎戸配布されている分別の仕方です。

そして、この分別の仕方について、ちょっと足りないなというのは、どうして分別が必要なのか、こういう背景があつて、ごみを分別しましょうという理由が書いていないんです。例えば二酸化炭素が発生して地球温暖化につながるとか、ごみを燃やして埋立地が少なくなるとか、燃やすのに石油使いますけれども、石油は限られた資源であるから大切にしましょうとか、そういう、どうして分別が必要かということも周知したほうがいいと思いますが、町長、どう思いますか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員の再質問にお答え申し上げます。

仲井議員御指摘のとおり、そういった必要性とか理由づけ、動機づけ、それは大変町民の皆さんに理解してもらおう上で、大変大切なものだと理解しております。今後、そういったところを含めて、町民の皆さんに周知していくよう努力していきます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 町は、湯かっこのほうに負担金、幾ら払っているか。また、収集車に対して委託金をどのくらい年間払っているか、お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

広域圏への負担金の再質問ということでお答え申し上げます。令和3年度における清掃施設分の小山川クリーンセンター負担金として、1億2,493万9,000円でございます。

また、町で支払っているごみの収集の委託料ですが、令和3年度におけるごみに関する収集委託・運搬委託料は、5種類、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ・廃エアゾール缶、粗大ごみの合計で、6,680万5,200円でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） ごみを処理するのに、それだけの費用がかかっているということも、町民の皆様にお知らせする必要があるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） ごみを資源として再利用する、3Rという言葉もございますが、そういったところを住民の皆様に理解してもらって、先ほど私が答弁申しましたように、食料品のごみ等も水切りとか、そういったところの小さな工夫で、この税金の負担金が減ることを町としても周知して、先ほど出前講座もやるということで、来年度取り組むということで申しあげましたが、そういったところで皆さんの、住民の理解を得られるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 同僚議員が、子どもの古着というか、着られなくなった洋服とか靴とか、もったいないということで、リユースしたほうがいいんじゃないかなということを行いましたけれども、これは、三芳町は自分が着られなくなった小さくなった洋服を、これは海外の人に送っています、三芳町では、こういう子どもたちの洋服なんかももったいない感覚で、昔は譲ります、譲ってくださいという、広報のところにそういうコーナーがあって、それを利用する人がいたと思います。ベビーカーなんか要らなくなっちゃったとか、ベビーバス要らなくなっちゃったと、欲しい、使いたいという人に譲るとい、そういうコーナーを設けるのもいいんじゃないかなと思うんですけれども、町長、いかがでしょうね、お聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

古着等の活用ということで理解していますが、民間でも既に取り組んでいるところがございますので、町としてもそういった民間との連携を今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 民間で取り組んでいるというのは、リサイクルショップのことを言っているんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員の再質問にお答えします。

先ほど申しあげましたように、リサイクルショップ、そういったところも当然、先ほど言い

ましたようにありますので、そういったところも活用するという事で御理解いただきたいと思っています。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） ごみステーションのことですけれども、集積所を見てみますと、決められた日に決められた時間、その集積場所に持っていくことが難しい人がいるんです。要するに、お年寄り夫婦の場合、息子さん夫婦が来たときにごみを出してもらおうと、その決められた日に、決められた時間に出せないから、早めに出す。仕事の関係で明日は出勤が早いんで、時間に持っていけないので、早めに出すとか、そういう人も結構いると思うんです。それで、ごみステーションというのは、午前中やるとか、曜日を決めておけば、そういう人たちがそこに持っていくのではないかなと思います。

これが、明和村の旧役場を再利用、空き家でも公民館でもいいんですけれども、活用して各自持ち込むという方式を取っています。上里町は、公共施設再配置計画とかいろいろあるんですけれども、賀美公民館も長幡公民館もいずれ解体するという予定がありますけれども、解体するのではなく、あそこのところを有効活用して、中の仕切りを取っ払って、そういうところなんかも活用して、集積ごみステーションとして利用していただけたら、地域の人たちも助かると思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

公共施設の再配置計画の中で、賀美公民館、長幡公民館について、ごみのステーションとして活用できるのかという御質問だと思いますが、再配置計画の中で、耐震化の問題がありますし、住民の安全性を考えると、再利用というのはなかなか難しいと考えております。一応、それはちょっと難しいということですね。賀美公民館と長幡公民館については、そういった安全面からごみの集積所としては想定していないという、町としては考えていないということでございます。

今、町として考えられるのは、使えるものをリユースしたいということであれば、町の社会福祉協議会の取組の中に、不要となった、または使えるもの、生活に必要とされる家電製品を、例えば譲っていただくとか、そういったリユースという取組で、必要とする方へ逆に提供する事業を進めておりますので、開始しておりますので、そういった活用も町としてPRして、リユースという方向をしっかりと町民の皆さんにPRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 上里町は、本当にごみの1人当たりの排出量が多いので、ずっと来ていますけれども、この辺で本当にごみの分別のほうを細かくして、せめて平均値ぐらいの量のほうに持っていく取組を真剣にやっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員の一般質問を終わります。

以上をもって、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。



◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時18分散会